

社外役員の独立性に関する基準

1. 目的

本基準は、当社における社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準を定めることを目的とする。

2. 社外取締役

社外取締役は、以下の各号に定める条件を満たす者の中から選任することとする。なお、性別、国籍は問わない。

- (1)会社法第331条第1項各号に定める取締役の欠格事由に該当しない者
- (2)会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たす者
- (3)誠実な人格、高い見識と能力を有し、当社取締役に多様な視点を取り入れる観点から、広範な知識と経験及び出身分野における実績を有する者

3. 社外監査役

社外監査役は、以下の各号に定める条件を満たす者の中から選任することとする。なお、性別、国籍は問わない。

- (1)会社法第335条で準用する同法第331条第1項各号に定める監査役の欠格事由に該当しない者
- (2)会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たす者
- (3)誠実な人格、高い見識と能力を有し、特に法律、会計、企業経営等の分野における高度な専門知識と豊富な経験を有する者

4. 社外役員の独立性

(1)当社における社外取締役又は社外監査役(以下、併せて「社外役員」と総称する。)のうち、以下各号のいずれの基準にも該当しない社外役員は独立性を有すると判断されるものとする。

- (ア) 就任の前10年以内のいずれかの時において、親会社である伊藤忠商事(株)もしくはその子会社(兄弟会社)の次のいずれかに該当していた者
 - ①親会社の業務執行者又は業務執行者ではない取締役
 - ②親会社の監査役(社外監査役を独立役員とする場合)
 - ③兄弟会社の業務執行者
- (イ) 就任の前3年以内のいずれかの時において、下記①～⑦いずれかに該当していた者
 - ①当社の大株主(直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上保有する者)又はその業務執行者である者
 - ②当社を「主要な取引先」とする者又はその業務執行者である者(「主要な取引先」とは当該会社の直近の事業年度における連結売上高の2%以上を占めるものをいう)
 - ③当社の「主要な取引先」又はその業務執行者である者(「主要な取引先」とは当該会社に対する売上高が当社の直近事業年度における連結売上高の2%以上を占める者をいう)
 - ④当社の会計監査人である監査法人の社員もしくはパートナー、又は当社もしくは連結子会社の監査業務を担当しているその他の会計専門家

⑤当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等(ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間1,000万円もしくは当該団体の年間収入の2%を超える団体に所属する者)

⑥当社の主要借入先(直近の事業年度にかかる事業報告において主要な借入先として氏名又は名称が記載されている借入先)又はその業務執行者である者

⑦当社から年間1,000万円を超える寄附を受けている者(ただし、当該寄附を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が1,000万円もしくは当該団体の年間収入の2%を超える団体の業務執行者である者)

(ウ)下記①～④いずれかに該当する者(重要でない者を除く)の二親等内の親族である近親者

①上記4.(ア)(イ)に掲げる者

②当社の子会社の業務執行者

③当社の子会社の業務執行者でない取締役(社外監査役を独立役員とする場合)

④当社の子会社の会計参与(社外監査役を独立役員とする場合)

尚、4.(イ)②③の業務執行者のうち、業務執行取締役、執行役及び執行役員を重要なものとみなす。また、4.(イ)④については当該監査法人の社員及びパートナーを、4.(イ)⑤については、団体に所属する者の場合、当該団体の社員及びパートナーを重要な者とみなす。

(エ)前各号のほか、当社と利益相反関係が生じ得るなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者

(2)本項に基づき独立性を有するものと判断されている社外役員は、独立性を有しないこととなった場合は、直ちに当社に報告するものとする。

附則

本基準の改廃は、取締役会の決議によるものとする。

制定 2015年11月9日

改定 2019年9月2日

改定 2020年6月8日